

郡山市上下水道局押印の省略に関する規程をここに公布する。

令和2年3月30日

郡山市上下水道事業管理者 村 上 一 郎

郡山市上下水道局規程第2号

郡山市上下水道局押印の省略に関する規程

郡山市上下水道事業管理者に提出する申請、届出等の書類における押印の省略に関し必要な事項については、郡山市押印の省略に関する規則（令和2年郡山市規則第4号）の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。